

バーデンライフ山北

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）運営規程 （山北町）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人静友会が開設するバーデンライフ山北（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を十分に尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。

事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供事業者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 バーデンライフ山北
- (2) 所在地 足柄上郡山北町山北202番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員 名（常勤・兼務）
生活相談員は、利用者の申込み受付及び相談業務等を行う。
- (3) 看護従業者 名（非常勤・兼務）
看護従業者は、利用者のバイタルチェック等必要な看護業務を行う。
介護従業者 名（常勤 兼務 名（非常勤・兼務）
介護従業者は、利用者の日常の世話等必要な介護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名（非常勤・兼務）
機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能の減退防止のための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。（祝日は営業する。）

ただし、12月 日から1月3日は除く。

(2) 営業時間 午前8時 分から午後 時 分までとする。

ただし、サービス提供時間は、午前9時30分から午後
時40分までとする。

（利用者の定員）

第 条 事業所の利用者の定員は、 名とする。

（介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の内容及び利用料等）

第7条 指定介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の内容は、介護予防日常生活支援総合事業（第1号通所事業）計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう次のとおりとする

- 1 心身の状態の把握及びバイタルチェック
- 2 入浴・清拭等による清潔の保持

3 食事及び排泄等日常生活の世話

4 機能訓練

5 レクリエーション、行事等の教養娯楽

6 その他必要な介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）サービスの提供

指定介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

事業所は、前項の利用料のほかに利用者から受けることができる費用の額について、別表のとおり定めるものとする。

前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 条 通常の事業実施地域は、山北町、松田町、開成町、大井町、南足柄市とする。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第 条 事業所を利用するに当たって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）サービスの提供中に、利用者の病状に急変 その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする

（衛生管理等）

第11条 通所介護サービスにおいて、使用する施設・設備及び備品等を清潔に保持し定期的な消毒を行い、常に衛生管理に留意するものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理者を定めるとともに 非常災害が起きた場合に備えて消防計画及び風水害、地震等に対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の消防計画に基づき年2回の避難 救出その他必要な訓練を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年2回

（秘密保持等）

第14条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 事業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（事故発生時の対応）

第15条 利用者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うとともに、再発防止のため取組みを行う。その経過記録は、年間保存する。

（虐待防止対策）

第16条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

- 3 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 施設（事業所）において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。

（損害賠償）

第17条 事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第18条 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けるものとする。

1 苦情受付責任者・担当者 責任者 湯川 謙吾 (0465-79-1112)

受付時間 8:15～17:15（毎週月曜日～土曜日）

②第三者委員 当法人評議員 児玉 洋一 (0465-78-3577)
 〃 瀬戸 恵津子 (0465-75-0927)

2 行政機関その他苦情受付機関

山北町 保険健康課	所在地 足柄上郡山北町山北1301-4 電話番号 0465-75-3642 FAX 0465-79-2171
松田町 福祉課	所在地 足柄上郡松田町松田惣領2037 電話番号 0465-83-1226 FAX 0465-83-1229
開成町 福祉介護課	所在地 足柄上郡開成町延沢773 電話番号 0465-84-0320 FAX 0465-82-5234
大井町 福祉課	所在地 足柄上郡大井町金子1964-1 電話番号 0465-83-8011 FAX 0465-83-8016
南足柄市 高齢介護課	所在地 南足柄市関本440 電話番号 0465-73-8057 FAX 0465-74-0545
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成18年11月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成20年9月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年9月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成23年2月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（第三者委員変更改正）
- 附 則 この規程は、平成30年2月1日から施行する。（管理者変更改正）
- 附 則 この規程は、令和4年10月1日から施行する。（料金表の改正）
- 附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。（利用定員の変更）
- 附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。（料金表の改正）

別表

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号通所事業）料金表

◆介護報酬に係る費用 介護保険法定代理受領サービスに係る1割負担分

区 分		単位（金額）	備 考
基本単位	要支援 1（事業対象者）	単位（ 円）	1 回あたりの料金
	要支援 2（事業対象者）	単位 4 5 4 円	
加算単位	サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援 1 要支援 2	単位 円） 単位（ 円）	
	送迎減算（片道） （送迎を行わなかった場合）	－ 4 7 単位（－ 円）	
介護職員処遇 改 善 加 算Ⅰ	（基本単位+加算単位 ×		
介護職員等 特 定 処 遇 改 善 加 算Ⅱ	（基本単位+加算単位 ×		
介護職員等ベース アップ等支援加算	（基本単位+加算単位 ×		

※地域区分（7級地）利用料金には1単位あたり10.14円となります。

※山北町・南足柄市以外は、1単位あたり10円とります。

◆介護報酬に係る費用（介護保険法定代理受領サービスに係る2割負担分）

区 分		単位（金額）	備 考
基本単位	要支援1	単位（ 円）	1回あたりの料金
	要支援2	単位 907円	
加算単位	サービス提供体制強化加算Ⅰロ 要支援1 要支援2	24単位 円） 48単位（ 98円）	

	送迎減算（片道） （送迎を行わなかった場合）	－４７単位（－９６円）	
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	（基本単位+加算単位 ×		
介護職員等 特定処遇改善 加算Ⅱ	（基本単位+加算単位 ×		
介護職員等ベース アップ等支援加算	（基本単位+加算単位 ×		

◆介護報酬に係る費用（介護保険法定代理受領サービスに係る３割負担分）

区 分		単位（金額）	備 考
基本単位	要支援 1	単位（ 円）	1 回あたりの料金
	要支援 2	単位 円	
加算単位	サービス提供体制強化加算Ⅲ、 要支援 1 要支援 2	2 4 単位 円） 4 8 単位（ 円）	1 月あたりの料金
	送迎減算（片道） （送迎を行わなかった場合）	－ 4 7 単位（－ 円）	
介護職員処遇 改 善 加 算Ⅰ	（基本単位+加算単位 ×		
介 護 職 員 等 特 定 処 遇 改 善 加 算Ⅱ	（基本単位+加算単位 ×		
介護職員等ベース アップ等支援加算	（基本単位+加算単位 ×		

◆運営基準で定められた「その他の費用」（利用者負担１０割）

区 分	金 額	備 考
食 事 代	１食 ７８０円	昼食を食べる場合
お や つ	１食 １００円	おやつを食べる場合
その他教養娯楽費等介護 保険給付対象外諸費用	実 費	通常運営以外の特別な行事等、利用者の希望で提供したサービス
お む つ	１枚１００円	リハビリパンツ

	1枚 30円	尿取りパット
--	--------	--------